

議第133号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

下蒲刈介護福祉センターの指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施設名	下蒲刈介護福祉センター		
施設所在地	呉市下蒲刈町下島1713番地の1		
設置年月日	平成17年4月1日		
設置目的	市民の福祉を増進するための施設として設置する。		
設置条例	呉市下蒲刈介護福祉センター条例		
施設規模等	敷地面積 8,897.88㎡ 延べ面積 439.96㎡ 構造・階数 木造, 平屋建て(複合建物の一部) 主要施設 機能訓練室, 浴室, 相談室, 事務室, 介護用具展示スペース		
利用状況	利用者数	平成28年度	3,660人
		平成29年度	3,588人
		平成30年度	2,947人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成30年度		
	【呉市分】		
	歳入		0千円
	歳出		560千円
	指定管理料		560千円
	【指定管理者分】		
	収入		26,055千円
	支出		26,055千円
	※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」(参考資料1)を参照		
指定管理実績	平成17年4月1日～平成22年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成22年4月1日～平成27年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成27年4月1日～令和2年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第1号又は第2号の措置に係る者に対し、同法第5条の2第2項又は第3項に規定する便宜をそれぞれ供与する業務
- (3) 利用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本財産	110,344千円
従業員数	288人
役員	会長 中本 克州 副会長 城 健康 古江 由紀枝 原垣内 清治 常務理事 山根 直行 理事 神田 晃典 森本 勝利 山口 幸夫 川畑 勝之 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 中野 光明 河野 一美 山田 照枝 奥先 楓 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 玉木 正治 内藤 雅夫 監事 吉井 光廣 中野 正氣
決算	平成30年度 収入 13億2,646万円 支出 12億9,344万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	本施設が下蒲刈地域における医療・福祉の拠点として設置されたという経緯を踏まえ、本会が安芸灘地域における介護福祉推進の牽引役として尽力するとともに、地域住民と連携することで住み慣れたまちで暮らし続けることができるまちづくりを推進する。
------------	--

管理運営体制	管理責任者1名の下、管理実務者と生活相談員各1名を常勤職員として配置し、施設管理を行う。また、当団体の運営する通所介護事業所に従事する看護師、介護員や近隣施設の職員が協力することで、管理運営に支障がないよう努める。
施設の維持管理	利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設内外の点検を日頃から実施するとともに、専門業者による保守点検と併せて自主点検月間を年に2回実施することで、予防安全的な維持管理に取り組む。
利用促進の取組	安芸灘エリアの医療施設、介護保険事業所及び保健出張所などの関係機関と定期的にケア会議を開催し、ケース検討や情報交換を行うことで、より良いサービスの提供を図る。 また、医療機関、市民センター等の行政機関や民生委員、老人会等の地域団体、地域包括支援センターと連携するとともに地域に出向いて利用者及び地域住民のニーズ把握に努める。
自主事業その他サービス向上の取組	隣接する下蒲刈保育所や小学校の子供たちとともに季節色豊かな交流イベントを開催することで、施設について地域住民に施設を知ってもらえる機会を作る。
経費削減の取組	利便性・快適性を損なわない範囲内での節水節電を徹底し、空調の適正温度を常に監視するなど経費の削減に努める。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	中本 克州

(2) 審査基準

応募者が(1)に掲げる1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 【主な評価の視点】 利用者の平等利用の確保	適・否
イ 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 【主な評価の視点】 施設の設置目的との整合性	適・否

苦情への対応及び個人情報の取扱い	
ウ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 【主な評価の視点】 利用促進に係る具体的な取組 利用者数等の数値目標	適・否
エ 事業計画書等の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 【主な評価の視点】 適正な提案額 管理経費の縮減に係る具体的な取組	適・否
オ 施設等の管理を安定して行う能力を有していること。 【主な評価の視点】 経営状況、管理体制 事故等の緊急事態への対応	適・否
カ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 【主な評価の視点】 障害者雇用への配慮 類似施設の管理実績	適・否
総合判定	適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

応募者	社会福祉法人呉市 社会福祉協議会	【評価した点】 ・島しょ部で民間事業者が参入しにくい中、少ない人件費で運営していること。
総合判定	適	
【内 訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	

(4) 選定委員会名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	渡辺 晴子	広島国際大学 医療福祉学部 准教授
副委員長	北村 健二	呉市福祉事務所長
委 員	松本 美幸	中国税理士会
	小田原 裕紀	呉市社会福祉施設連絡協議会
	畝田谷 栄子	広島県社会保険労務士会呉支部
	藤尾 裕治	広島県社会福祉士会

9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行ったところ、応募者が1者であったため、当該者を指定管理者とすることの適否につき、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者である社会福祉法人呉市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。